

平成26年度特別支援教育重点課題

発達障害を含めたすべての障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援の充実を図り、特別支援教育の一層の充実をめざすとともに、共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育の理念の啓発及びシステムの構築を進めていくことを目的として、次のことを重点課題として取り組む。

1 特別支援教育の充実

- (1) 「発達障害等のある幼児児童生徒の指導及び支援の充実に関する指針」を平成23年9月に策定し、教育が取り組むべき方向性とその骨格を定め、県教育委員会各課等が連携・協働し、「わかる」「つなぐ」「自立する」の3つのワーキンググループにおいて研究を進め、具体的な指導及び支援の充実を図っているところである。今年度は、幼稚園保育所等、小中学校、高等学校の学校種を超えた切れ目のない支援を「つなぐ」仕組みづくり及びすべての子どもが「わかる」ユニバーサルデザインの考えに基づく授業づくりを進めるため、3つの中学校区を指定し、特別支援教育を総合的に推進する事業に取り組む。
- (2) 各障害種別の特別支援学校において教育課程に関する研究集会を実施し、学習指導要領に基づく適切な指導及び支援の充実に向けて、実践発表、研究協議等を実施する。また、特別支援学校が特別支援学級に対して、児童生徒の実態把握、適切な指導、必要な支援等について助言援助を行う事業を実施するセンター的な役割を果たすとともに、特別支援教育の一層の充実を図る。
- (3) 小学校、中学校、高等学校等の通常の学級に在籍する発達障害を含めた障害のある児童生徒の指導及び支援の充実のため、各学校に指名されている特別支援教育学校コーディネーターのさらなる専門性の向上を図るとともに、学校の実情に応じて学校支援チームを派遣し、校内支援体制の充実を推進する。

2 適切な就学の推進

- (1) 障害のある幼児児童生徒や特別な教育的支援の必要な幼児児童生徒への適切な指導及び支援の在り方、就学に関する相談に対応するため、従来の「障害者就学指導委員会」を「障害者教育支援委員会」と改め、障害の判定のみならず、教育全般にわたり助言を行う機能を追加した。また、特別支援学校が保護者や福祉保健所等の関係機関からのニーズに応じる早期からの教育相談事業についても継続して実施する。
- (2) 市町村における教育上特別な支援や配慮が必要と思われる幼児児童生徒の適切な就学指導が円滑に行われるよう、市町村就学指導事務担当者連絡協議会を開催し、各市町村における取組についての情報交換、当面する課題について研究協議を行い、担当者の専門性の向上を図る。

3 進路指導の充実

- (1) 特別支援学校において、生徒の円滑な社会参加を促すために、生徒及び保護者に対し、卒業後の進路に関する研修や職場見学、就業体験等の事業を実施し、早い段階から自己の生き方や在り方に関する学習経験を通して、進路選択ができる力や職業意識を高めるキャリア教育の充実を図るとともに、関係機関と連携した理解啓発や職場開拓等、就労支援の取組を進める。
- (2) 教育、福祉、労働の関係機関が当面する進路指導上の課題や進路保障について協議し、特別支援学校の進路指導の更なる充実を図るとともに、それぞれの機関が課題改善のために実施している施策について共通認識を持ち、障害のある生徒のよりよい社会参加につなげる。
- (3) 就職アドバイザーを活用し、事業所等の職場開拓を実施し、知的障害特別支援学校における現場実習先や進路先の拡大及び卒業生の就職率の向上をめざす。

4 特別支援教育の理解推進

- (1) 特に配慮を要すると思われる子どもに早い段階から気づき、支援し、つなぐ仕組みを構築するために、発達障害等の理解啓発リーフレットの配布や「引き継ぎシート」の活用を積極的に推進する。
- (2) 共生社会の実現をめざすためのインクルーシブ教育システムの理念を普及するため、各種会議、協議会、研修会等で説明を行うとともに、特別支援学校において、交流及び共同学習を推進し、特に居住地における交流及び共同学習に積極的に取り組む。
- (3) 本県の特別支援教育の現状及び課題、課題改善に向けた施策について、ホームページ等を活用し積極的に情報提供を行う。